

研究ノート

米国における法廷侮辱罪

小早川義則

I はじめに

II 主要関連判例の検討

- [1] テリー判決（1888年11月12日）
- [2] トレード新聞社判決（1918年6月10日）
- [3] クック判決（1925年4月13日）
- [4] ツーマイ判決（1927年3月7日）
- [5] ブリッジズ判決（1941年12月8日）
- [6] オリヴァー判決（1948年3月8日）
- [7] オフト判決（1954年11月8日）
- [8] マーチソン判決（1955年5月16日）

III 判例のまとめ

IV むすびとして

I はじめに

筆者はかねてデュー・プロセスを中核とした

合衆国最高裁判例の体系的分析に鋭意努力してきたが、昨今とくに痛感するのはアメリカ法を継受したとされる日本法のアメリカ法とは似ても似つかぬ実態である¹⁾。わが国でも早くから、アメリカでの「法の支配」即ち「憲法の直接支配」の貫徹および憲法の番人としての合衆国連邦最高裁判所の健在性を指摘しつつ日本では多数の論文や部分的な紹介はあるものの、「アメリカ刑事訴訟法の全体像を踏まえた実務に直接役立つ文献は」一冊も出版されていないことが強調されていた²⁾。もっとも、日本でもその7年前にアメリカの52の法域中テキサスという1つの法域を選び、さらにその中でも「ダラス市」という地域に焦点を絞ってそこでの刑事手続きの実際を描き出そうと試みた画期的な著書³⁾が刊行されていた。同書には実に詳細な補足説明が付加されているためテキサス州にとどまらずアメリカの刑事手続きの全体像を鳥瞰するうえで——少なくとも筆者にとって——今なお有益である。

ところで筆者は、先般公刊した著書⁴⁾の中で詳論した第1修正の保障する言論出版等の自由にかかわる公判廷の写真撮影やテレビ放送に関する判例を整理していたところ、後に人気テレビ・ドラマ“逃亡者”のモデルとされた、いわゆる「シェパード事件」(Sheppard v. Maxwell, 384 U.S. 333) や Chandler v. Florida, 449 U.S. 560 (1981) 等に接した。そして検察官、弁護人その他の関係者に対し新聞記者等に事件の内容について話をしないように命ずる裁判所の命令 (gag order) に違反した場合には裁判所侮辱罪 (contempt of order) になる旨の一連の判例のあることを知り (同書282-284)、興味を覚えたので初めて精読した。ただ、関連判例は余りにも膨大であるのでその抱括的検討は別稿に譲ることとし、とりあえず法廷侮辱罪に直接かかわる主要な判例だけを「研究ノート」として紹介することにしたのが本稿である。

II 主要関連判例の検討

法廷侮辱罪に関する主要判例を事実関係も含

め、以下、判文に即して時系列的に紹介しておく。

[1] テリー判決（1888年11月12日）

本判決（Ex parte Terry, 128 U.S. 289）は、1888年9月3日の公判でサラ・テリー（Sarah Terry）が裁判官の面前での不当な行為（misbehavior）で有罪とされ巡回裁判所が執行官に法廷からの彼女の移動を命じたところダービット・テリー（夫）が執行官を殴打するなどしてそれに激しく抵抗したため法廷侮辱罪で有罪とされカリフォルニア州A郡刑務所での6月の投獄刑を科せられ控訴審もこれを維持した事案につき人身保護令状の発付を否定したものである。

本件で判断すべき正確な問題は、申立人が裁判所の適法な命令に激しく妨害したため裁判所の面前での法廷侮辱罪として直ちに投獄を命ぜられ法廷の1室から他の1室へ退去（retirement）させたことが裁判所の有する司法権限（jurisdiction）に違反するかどうかである。われわれの判断によると、この問題は消極的に答えられなければならない。申立人の身体に対する司法権限は裁判所の面前で行われた法廷侮辱罪に付随する（attached）ものである。申立人の法廷の1室からほぼ同一の建物の他の1室への移動は彼の任意の行動だった。自己の行動に関する謝罪も説明もなしになされた彼の移動は、彼の犯罪を加重する裁判所の判断を正当化し公の利益に合致するのは明白であり、その処罰権限を行使する裁判所の側に遅延があるべきでない。

もし処罰を回避するため彼が執行吏（marshal）との争いのあと直ちに建物から逃走したのであれば、状況が相当であるとき裁判所は、裁量により彼を刑務所に送る前に彼の逮捕手続きを進め法廷侮辱罪を犯したとされる犯罪に答える機会を与えることができる。しかし、そのような抗弁の機会が与えられなかったとしても、そのようなケースで直ちに刑罰を科す裁判所の権限に影響はない。彼が侮辱しその権限を公然と挑戦された裁判所が、何が生じたかに関

する自らの見解に基づいて彼を処罰する手続きを直ちに進めるべきかどうかはその裁量の範囲内にあった。

われわれは、被告人の欠席下に彼に対する非難の告知も聴聞の機会も与えずに彼を投獄することを命ずるのはマグナ・カルタの基本的原理を軽視したことになるとの弁護人の極めて真剣な主張を無視するのではない。しかし、われわれは少なくとも上級裁判所（superior jurisdiction）の1つである裁判所の面前で直接遂行された法廷侮辱罪に対し、現に行われたことに関するその他の証拠なしに、その裁量において犯人を直ちに逮捕し投獄する権限は裁判所の保護にとって絶対に不可欠であり、それが市民の自由と矛盾すると考えられたことは一度もないというのがイギリスおよびこの国の法制度（jurisprudence）において確立した原理であると理解してきた。そのような原理がなければ、裁判所（judicial tribunal）は、制定法を尊重せず公私の権利を擁護しない人々の無秩序な暴力の思いのままになろう。法廷侮辱罪の裁判において事前の告知も聴聞の機会もなしにその面前で行われた直接の法廷侮辱罪に対しその犯人を非難し審理し有罪とする広範囲の司法権を裁判所に付与したとしても、それを妨げるものは一切ない。

裁判所の面前での申立人の不当な行為と彼が裁判所に与えた侮辱（indignity）に対する謝罪もなしに法廷から任意に出て行ったこと等は継続して行なわれた。それ故、犯人の逮捕および投獄を命じた巡回裁判所の管轄権は十分かつ完全であった。

[2] トレード新聞社判決（1918年6月10日）

本判決（Toledo Newspaper Co. v. United States, 247 U.S. 402）の経緯はやや複雑だが、それはおよそ次のとおりである。トレード市街電車（バス）路線の運航をほぼ独占していたトレード会社の独占契約（franchise）が1914年3月27日に満了（expire）するため交渉が続けられていた、しかし交渉が難航したためトレード

市は新たな契約をせずに1日3セントの乗車料金を定めた条例を制定した。これに対し同社の債権者 (creditors) は、同社の財産を不当に没収 (confiscate) するものであるとして同条例の禁止を求めて合衆国地方裁判所に提訴した。仮差止命令が出されたその直前であつこの問題が裁判所で検討中の9月12日に、キンリバン (Quinlivan) なる者が労働組合の集会でこの問題に言及したことを理由に法廷侮辱罪の令状 (attachment for contempt) が発付された。そして3日後の9月15日にキンリバン事件での裁判所の行動に関して同紙に掲載された記事を理由にトレード新聞の編集責任者に対する類似の手続きが始められた。裁判所は続いて9月29日になお係争中の事件を記事にした同社および同社の編集者に法廷侮辱罪で起訴するよう州検事に命じた。そして州検事は、この命令に応じて同社と編集者を法廷侮辱罪に問う検察官起訴状 (information) が10月28日に提出された。

ホワイต์裁判官執筆の法廷意見は、1809年にペンシルヴァニアで制定された法廷侮辱罪の沿革を詳論したうえで、両者を法廷侮辱罪に該当するとして多額の罰金刑を科した原判決を5対2で維持した。

これに対するハウムズ裁判官の反対意見 (ブランドイス裁判官同調) は、次のとおりである。

市街電車とそれが奉仕する市との紛争は長年にわたり続けられていたが、1914年3月28日に効力を有することになった条例 (ordinance) で頂点に達した。道路を管理運営する (operating) 人々は同年1月、本件条例は私有財産の没収 (confiscatory) であることを理由に仮差止命令 (injunction) を求めて提訴した。新聞社とその編集者である原告は、早くから住民側に立ちそれを支持するニュースやコメントを提供し続けてきた、そして3月2日に仮差止命令を求める申立てがなされた時ベッドで横たわり死にかけている男 (moribund man) として道路を描写し、かつその横にいる友人の1人がキリッツ医師 (Doc Killits) に電話した方がよさそうだと言っている漫画を載せた。彼らはその後も、なお事件に係争中に以前と同様、コメントや漫画を新

聞に載せた。仮差止命令が9月12日に出された。裁判官 (Killits) は9月29日に、3月24日から9月17日までの取材記事に関して起訴するよう州検事に命じたが、そのときまで何らの手段も採らなかった。検察官起訴は10月28日に行われた。そしてこの事件に関して命令する権限があると考えた裁判官によって12月に即決で (summarily) 審理され、彼はその翌年に罰金刑を言い渡した。本件での問題は、合衆国の制定法上の権限内で裁判官は行動したかどうかである。

このいわゆる法廷侮辱罪を規定していた当時の制定法は、裁判官の面前またはそのごく近く (so near) で行われたため司法の運営を妨げるような不当な行為 (misbehavior) に限定して適用していた。上述の事例を除き、通常は、大陪審起訴によって進められることになっていた。私がこの事実およびその後の制定法に言及するのは、告発者であつ唯一の裁判官が強力な個人的感情にとらわれうる事柄にかかわるというのは、たとえ彼がいかに繊細 (sensitive) であるとしても、われわれの感情や思考方法に反するからである。その権限は、Ex parte Robinson, 19 Wall, 505において指摘されているように、彼らの面前での秩序と儀礼 (order and decorum in their presence) を維持する必要性によって限定されていると考えるべきである。私は、“ごく近くで行われたため司法の運営を妨げる” というのは余りにも近いため現に妨げるということだけでなく、手続的妨害をもたらすほど十分に近いことを意味していると考ええる。それほど十分に“近い”というのは成し遂げられた事実を指している。そして“不当な行為”という言葉は、私が採用する解釈 (の正しさ) を改めて裏付けている。不当な行為というのは、不利なコメントないし敬意を欠くだけでなくそれ以上の何かを意味しているのである。

本件で重要なのは、広範囲な国民の意見を印刷したことである。市民にも人気のあるこの運動は、車掌は3セントを受け取らずに支払いを拒否した乗客については無料で乗せるようにとの市街電車側の指示にも合致していた。

キリッツ裁判官によって言い渡された詳細な

判決文の中に次のような指摘がある。この問題に関する記録は、当裁判所がその独立性を守るための行動に出るまで6か月にも及ぶ新聞による非難に耐えてきたと指摘しているのである。

この指摘は、緊急性がなかったこと、司法の運営が妨害されたとの認定を担保するものは一切なかったこと、あるいはこのような即決の手続きに訴える必要性は一切なかったことを示している。ところが裁判官は、裁判所への非友好的態度があり裁判所への不信と嫌悪（dislike）をあおるのに役立ったという事実は本件検事起訴と重い罰金刑を十分に正当化すると考えたのである。しかし、それは裁判の形式ではありえない。それ故、私は、これらの裁判の形式はすべて否定されると考えるのではない、そうではなく直ちに法廷侮辱罪の行動をとる必要性がないとき、他の法律違反の行動と同様、それ以外の違法な行動を処理する法律によって処理すべきであり、本件におけるような裁判所の行動は法の外見（color）によっても全く正当化されないというのが私の意見である。

【3】クック判決（1925年4月13日）

本判決（Cooke v. United States, 267 U.S. 517）は、甲会社の破産手続きの管財人であったウォーカ（Walker）が有罪判決の翌日クック（Cooke）の指示で担当裁判官の執務室宛て親書（personal）を送り新公判を要請したところ当該親書は全体として不公正であり裁判所の名誉と誠実性（integrity）を攻撃したものであるとして両人が逮捕され法廷侮辱罪で各30日間の拘禁刑が言い渡された事案につき、事実関係を詳述した後で原判決を全員一致で破棄したものである。

以下の法廷意見の執筆は、タフト首席裁判官である。

裁判官に宛てられた本件手紙は法廷侮辱罪に相当するとの巡回区裁判所の結論に同意するが、申立人に刑を言い渡した際の裁判官のやり方は到底是認できない。

裁判所は、法廷での相当な行為を維持するた

めに、それが公開の法廷で行われたとき裁判所への暴力または物理的妨害または非礼（disrespect）を禁止する（suppress）行動を直ちにとらなければならない。処罰の前に証拠や弁護人の援助は必要でない、裁判所は、当の犯罪を現認しているからである。裁判所の威厳と権限を即座に擁護すること（vindication）は必要である。コモンローの裁判所において常にそうだった。そのようなケースは当裁判所の1888年の【1】テリー判決において十分に検討された。同判決において合衆国の裁判所は、公開の裁判所での法廷侮辱罪の遂行に関してそれ自身の事実に関する知識に基づいてそれ以上の証拠も犯罪者の動機の説明も聞くことなしに直ちに手続きを進めてそのような処罰を正当としかどうかを判断できると判示した。

テリー判決と本件との重要な相違は、本件での法廷侮辱罪は公開の法廷で行われたものでなかったということである。このことはSavin, Petitioner, 131 U.S. 267において十分に明らかにされている。同判決での法廷侮辱罪は、召喚令状に従わず合衆国裁判所に出席しようとせず法廷の近くの証人席の待合席にいる証人が条件として（as inducement）金銭の提供を要求した証人に関するものだった。これは現裁判所行動規範（the Judicial Code）268条の下で裁判所面前での不当な行為（misbehavior）であると判示された。ハーラン裁判官執筆の法廷意見は、次のように述べた、すなわち

“確かに法廷侮辱罪の手続き方法は、そのような不当な行為の事案において必ずしも同一でない。法廷侮辱罪が裁判所の目の前でまたはその見える所で（under the eye or within the view of the court）直接行われる場合には、裁判所はそれ自身の事実の知識に基づきそれ以上の立証なしにかついかなる形での議論もなしに（【1】テリー判決309頁）犯行者（offender）を処罰する手続きを進めることができる。他方、裁判官がそのような直接の個人的知識を欠いており、当事者の自白によるかそれ以外の人の宣誓下での証言に依拠するしかないような不当な行為の事案での相当な手続きは、犯行者に出廷を求めて

なぜ処罰されるべきではない[と考えているか]の理由を示すことが要求される。この‘裁判所の面前’という制定法の文言と‘裁判所の目の前でその見える’所または公開の法廷でという限定的な文言との意味の相違が、同法廷意見において明示され詳論されている。

われわれは、このような相違には理由があると考ええる。議論または公判なしの処罰は、判決の前に裁判所が公開の法廷において行われたすべてのことを見ていることを通常不可欠とするデュー・プロセスの要求とは非常に異なっているためそのような例外を正当化できない。しかし、裁判所の威信(dignity)を即座の刑罰で守る(penal vindication of the dignity of the court)必要性がそれを生み出したのである。

それ故、法のデュー・プロセスは、公開の法廷で行われたことを例外として、法廷侮辱罪の訴追において被告人は嫌疑を告知され弁護人と対面する合理的機会を与えられることを必要とする。

本件での手続きは、このような原理に従って行われなかった、裁判所によって取られた最初の手続きは、逮捕の命令(an order of attachment)と被告人の逮捕であった。逮捕令状が読み上げられるまで告発の目的について申立人は告知されなかったのである。裁判所は、手紙を書いたという承認を申立人から獲得した後でも、弁護人と相談し証人を喚問する時間を彼に提供することを拒否した。

本件での裁判所の手続きは、手紙を書いたという申立人の承認が証拠を示しているという理論に基づいて進められた。法廷侮辱罪が行われた意図(intention)が有罪および後に科せられた刑罰の程度に重要なかわりがあるのは当然であり、裁判所は減輕事由となる証拠を排除できない。申立人が裁判所に示した理由の1つは、手紙を口述したけれどもそれを注意深く読まなかった、そして彼のパートナーの助言を信頼してそれを送付したということである。しかし彼は、その点に関し十分に説明するために証人を喚問する機会を与えられなかった。われわれは、本件で実行された手続きは不公正であり申立人

に高圧的(oppressive)であったと考える。

本件での他の特徴についても指摘しておく必要がある。裁判官が適正で秩序ある司法の運営を維持し裁判所の権威と威信を維持する際に行使しなければならない権限は極めて重要である。しかし、その権限は微妙な権限であるので恣意的または高圧的(arbitrary or oppressive)な判断を回避することが必要である。このルールは、告発された法廷侮辱罪の中に裁判官への個人的な攻撃や非難の要素がある場合には、より義務的(mandatory)となる。裁判官は、ほんの僅かな個人的動機であっても払いのけ(banish)なければならない、彼は、しかし、後向きであってはならず、裁判所の権威を傷つけることに寛大すぎてはならない。他の裁判官への交替がそのような傾向を回避することになるが、それは必ずしも常に可能なことではない、この種の試みは稀である。しかし、このような事案はすべて裁判官に難しい問題を提示する。われわれが言えるのは、状況がそれを実行不能としない場合、あるいは遅延によって公的または私的な権利が害されない場合、彼らの個人的攻撃による法廷侮辱罪の事案において行動することを求められている裁判官は、彼の義務から身を引くことなしに、同僚の裁判官の1人に彼と交替することを適切に求めることができるということだけである。

本件事案での手続きは、裁判官と当事者の議論が公正で冷静になされなかった個人的感情にかかわりがある。われわれは、それ故、本件が再び地方裁判所に到着したとき、量刑を科した裁判官は、巡回区の先輩(senior)裁判官に対し、申立人に対する告発の処理を他の裁判官に一任するよう求めるべきであると考ええる。

【4】 ツーマイ判決 (1927年3月7日)

本判決(Tumey v. Ohio, 273 U.S. 510)は、市長の発した令状によって逮捕され禁酒法違反で起訴された被告人に対しその市長1人が単独の公判裁判官として罰金刑等を支払うまで拘禁するとの有罪判決を言い渡したうえ、一切の上訴

が認められず町長の俸給の一部はその罰金刑によって支払われていたという事案つき、第14修正のデュー・プロセスに違反するとしたものである。

ツーマイ (X) は、酒精飲料の不法所持の罪で逮捕されオハイオ州甲地の市長の面前に引致された。彼 (X) は同市長には彼を裁く資格はないことを理由に公訴棄却 (dismissal) を申し立てた。市長はこの申立てを退け、ハミルトン郡内で違法に酒精飲料を所持したとして被告人を有罪とし100ドルの罰金刑を言い渡したうえ、その罰金および訴訟費用 (costs) を支払うまでの投獄を命じた。彼が正式異議を申し立てたところハミルトン郡裁判所は、市長には資格がないとして判決を破棄したが、オハイオ州第1地区控訴裁判所は同判決を破棄し原判決を維持した。そこで被告人は憲法上の根拠に基づいて、市長の裁判所 (the Mayor's) および控訴裁判所の判決の破棄を求めたところ州最高裁は右申立てを却下したが、州最高裁長官によって認められた誤審令状 (a writ of error) に基づいて合衆国最高裁に持ち込まれたのが本件である。

裁判官の資格 (judicial qualification) の問題は、必ずしも憲法上有効であるかどうかの問題とはかわりがない。「しかし、裁判所の裁判官が彼の事案で被告人に不利な結論に達する際に個人的・実質的な金銭上の利益有するその裁判所の判決に被告人の自由ないし財産を委ねるのは間違いなく第14修正に違反する。」

市長の判決の言い渡しにおける金銭的利益が本件被告人にデュー・プロセスが否定されたとする唯一の理由ではない。公判は陪審なしに再公判の機会もなしに市長の面前で開かれなければならない。市長は村の行政の長であり、村の財政に留意する仕事も担当している。他方、市長はまず被告人は有罪であるかどうかを判断し、次に有罪と認定すれば、第1回目の犯罪に対しては最低140ドル最高1000ドルの間で、第2回目の犯罪に対しては最低300ドル最高2000ドルの間で処罰の程度を決めるという司法上の義務を与えられている。市長としての村の財政状

況への利害 (interest) およびそれに関する彼の責任からして、被告人に有罪判決および高額な罰金を科すことによって村の財政を援助する強い動機のある人物からの公平な裁判・公平な量刑を得ることはできないと被告人が危惧するのは理由のあることである。(at 532-533.)

本件証拠は被告人が有罪であることを明らかに示しており、彼は最低額の100ドルの罰金刑を科せられたにすぎない、それ故、彼は有罪判決についても判決の額についてもデュー・プロセスの欠如を申し立てることができないと主張されている。しかし、彼に不利な証拠がどのようなものであれ、彼には公正な裁判官による裁判を受ける権利があった。彼は時宜を得た (seasonably) 異議を申し立てたのであり、裁判の結果への直接の金銭的利益および村の財政上の必要性を補助するために被告人を有罪とし罰金刑を等級化する (graduate) ための職務上の動機 (official motive) の両者が存在した市長には、裁判官としての資格のないことを理由に裁判を中止させる権利があった。オハイオ州最高裁の判決を破棄し、差し戻さなければならない。

【5】ブリッジズ判決 (1941年12月8日)

本判決 (Bridges v. California, 314 U.S. 252) は、係争中の事件について新聞の社説がコメントしたため法廷侮辱罪で有罪とされたため第1修正に違反するかが争われた事案につきこれを肯定したものである。

ブラック裁判官が法廷意見を言い渡した。

異なった状況と異なった当事者から生じたこれら2件はいずれも、自由な言論と自由な出版を守るわれわれの全国的な憲法上のポリシーの範囲にかかわりがある。申立人は、すべてロス郡上級裁判所によって法廷侮辱罪で有罪とされ罰金刑を科せられた。彼らの有罪判決は、係争中の事件に関する新聞でのコメントに基づいていた。上級裁判所およびその後のカリフォルニア州最高裁において申立人は、州の行動を連邦

憲法によって禁止されている言論および出版の自由の制限であるとして争った。憲法上の重要な問題があるのでわれわれは上告受理の申立てを容れた。

I まず最初に、係争中の事件に関し特定の方法でコメントする法廷外の出版 (publications) を処罰するカリフォルニア州議会による指示をわれわれは受け入れないことを指摘しておくべきであろう。本件でカリフォルニア州議会は特定の種類の発言に関する制限をそのときの状況を判断せずに、直ちに正当化するに足る危険があると認定した。下級審の判断は、それ故、従前の議会の熟慮によって甲冑に包まれて (encased in the armor) われわれに提示されているのではない。そのような状況下に当裁判所は1925年のギトロウ判決 (Gitlow v. New York, 268 U.S. 652, 671) において、それに含まれている特定の出版が憲法上の保護を奪うほどの実質的害悪をもたらす可能性を生み出すかが最初の問題として認定されなければならないと述べた。

どの程度の“可能性”で足りるかが次の問題である。これは“近接性と程度”の問題であるので完全に形式的に捉えることはできない。しかし、当裁判所は1919年のシェンク判決 (Schenck v. United States, 249 U.S. 47, 52) において“用いられた言葉は実質的害悪をもたらす明白にして現在の危険を生ずるような状況下においてかつそのような性質のものであるか”を判断しなければならないと述べた。われわれは、この指摘がいかに有用であるとしてもすべての問題を包含している (comprehend) のではないことを認識している。ブランダイス裁判官が1927年のワイトニイ判決 (Whitney v. California, 274 U.S. 357, 374) の同調意見で述べたように、当裁判所は危険が明白と考えられるかを判断する基準を固定化していない；その危険がいかに遠くてもなお現在のものと考えられうるのである。そうであるにもかかわらず、シェンク判決の明白にして現在の危険という文言は、憲法上の表現の自由の保護が問題となる多くの種々の事案において実際上の指針を提供してきた。そ

れはスパイ法 (espionage act) の下でのシェンク判決、あるいは刑事サンディカリズム法の下でのワイトニイ判決、有罪判決の合憲性を判断する際に多数意見または少数意見において用いられてきたのである。

さらに、実質的な害悪がもたらされる可能性がいかに大きくても、それだけでは言論または出版の自由への制約を正当化できない、害悪自体が重大でなければならない。ホワイトニイ判決でのブランダイス同調意見が述べたように、それは由々しい (serious) ものでなければならないのである。

最後に、明白にして現在の危険の事案から派生するのは、実質的害悪は極度に由々しいものであり発言が処罰されうる前に差し迫ったその程度が極度に高度なものでなければならないというのが基本原理 (a working principle) である。第1修正は曖昧に語っていない、それは言論または出版の自由を制約する法を禁止している。

II 係争中の事件で秩序ある公正な司法の運営を妨害するような法廷外の出版を法廷侮辱罪 (contempt) として処罰する裁判官の権限は、憲法が採用された当時のイギリスのコモンローに由来するという主張がある。このような歴史的主張が疑わしいことは説得的に指摘されてきた。いずれにせよ、そのことをわれわれが論ずる必要はない、この分野でのイギリスのコモンローがわれわれの法になったと仮定することは、アメリカ独立戦争 (1775-1783) の目的の1つが言論および出版の自由に関するイギリスのコモンローから脱することであったという一般に受け入れられている歴史的考えを否定することになる。

より具体的には、それは第1修正が批准されたそのときの状況を忘れることになる。第1修正の準備中にそのリーダーであったジェイムズ・マディソン (James Madison) は、権利の章典の中に具体化された提案を提示した際に、次のように述べている、すなわち私は、偉大な諸権利、陪審による裁判、出版の自由、または良心の自由が議会で問題になるときはいつでもそれらの権利の侵害は有能な支持者 (able

advocates) によって抵抗されたことを知っているけれども、彼らのマグナ・カルタはアメリカの人々が非常に尊重するこれらの権利を保障するいかなる規定も含んでいない。出版の自由、良心の権利、人民の最も貴重なこれらの特権 (those choicest privileges of the people) はイギリスの憲法の中で保護されていない。第1修正が提案され採用された時期の歴史のどの部分においても、これとは異なる示唆 (implications) はないと述べているのである。

権利の章典の批准時の目的が、大英帝国の人民が享受していたそれよりはるかに大きい信教、表現、集会および請願の自由を合衆国の人民に保障するということであったということほど明白なものはない。例えば、当時イギリスで広く行われていた宣誓による信教テスト (religions test oath) や集会の制約は、合衆国憲法がアメリカの議会に制定を禁止している方法 (measures) と考えられていたことは否定できない。それどころか歴史によって唯一裏付けられている結論は、憲法制定者によって断言された無制約の禁止はその他の自由と同じく出版の自由は秩序ある社会において認められうる最も広範囲の自由を与えることであった。その後のアメリカの歴史は、このような第1修正の解釈を確認している。裁判所が法廷侮辱罪手続きの使用に限って法廷での混乱から自らを守ることは、批准に続く数十年を生活してきた人民にとって現在のわれわれ以上に憲法上確保された自由の保障と矛盾するものとして真剣に (seriously) 争われたのである。

州裁判所および連邦裁判所の両者において、この権限は普遍的に是認されていた。しかし、批准後にそれを拡大しようとする試みは人民の反発を招くことになった。例えば、ペンシルヴァニアとニューヨークにおいて法廷侮辱罪の権限の行使の濫用をめぐる激しい論争が起り、出版に対する即決処罰 (summary punishment for publications) を實際上禁止する両州の立法でこの争いは頂点に達したのである。

連邦裁判所においてバック裁判官 (Judge Peck) の有名な事件があった、これは当裁判所

によって最近のナイ判決 (Nye v. United States, 313 U.S. 33, 45) で言及されている。上告中の事件に関するコメントを公表した弁護人を同裁判官がその出版時に即決処罰したことによって激しい反感が生じ、彼に対する弾劾手続きが開始された。再び立法が制定され連邦議会はその中で法廷侮辱罪で即決に刑を科す連邦裁判所の権限は“裁判所の面前でまたはそのごく近く (so near there) で司法の運営を妨害する人の不当な行為 (misbehavior) を除き、いかなる事案にも及ぶものと解釈してはならないと宣告したのである。この制定法の解釈を当裁判所が最近【2】トレード新聞社判決で求められたとき、われわれは、それは即決処罰する分野を不当に拡大していると考えて先の判決を変更した。本件において、ナイ判決におけると同様、当該制定法が法廷侮辱罪手続きによって憲法の下で処罰することを認められている全面的権限の限界を定める (demarcate) ことを意図していたかを判断する必要はない。しかし、われわれは、歴史的文脈において検討すると、当該制定法の中にはポリシーの公式化への単なる指針としてではなくその違反は黙認できない命令として第1修正の禁止への尊敬があると認める。

州の中には制定法または判決によって出版を法廷侮辱罪で処罰する裁判官の権限を明示に否定するものがあるけれども、そのような権限の行使を是認する州もある。しかし、この分野における州の権限は1世紀以上も前から当裁判所において吟味されなかった。1925年になって初めてギトロウ判決において当裁判所は、第14修正の中に、第1修正の下でと同様、同一の表現の自由の基準が州に適用できることを認めた。そして1925年以降われわれは初めて本件で、この種の状況下に州の法廷侮辱罪の権限の行使の合憲性を判断することを求められているのである。われわれは、他の吟味されていない州の判決があるということだけで、言論および出版の自由の歴史的な憲法上の意味を無効 (destroy) とすることを認めることはできない。

憲法の下で他の種類の言論 (utterances) に適用できる基準は、法廷侮辱罪の手続きにおいて

係争中の事件にかかわる法廷外の出版に適用できないとする主張への支持を歴史は提供していないのである。

Ⅲ (1) ロサンジェルス・タイムズ社説。

ロサンジェルス・タイムズの発行人タイムズ・ミラー (Times Mirror) 会社と社説編集長ホッチキス (Hotchkiss) が3本の社説の発行を理由に法廷侮辱罪に該当するとして召喚された。両者は公判裁判所によって社説の1本に責任があると認定され、いずれも100ドルの罰金を科せられた。会社だけが他の2本の社説に責任があるとされ、その1つにつき100ドル、他の1つにつき300ドルの罰金を科せられた。

300ドルの罰金は最も重い違反 (offense) とされている。問題の社説の見出しは“ゴリラに保護観察 (Probation for Gorillas) を”だった。非組合員のトラック運転手を暴行したとして以前に有罪とされた労働組合のメンバー2人を激しく非難した後で、もしシャノンとホウムズ (Shannon and Holmes) に保護観察を認めるのであればスコット裁判官 (Judge A. Scott) は重大な誤りを犯すことになるだろうという指摘で同社説は終わっている。

出版物を法廷侮辱罪として処罰する根拠は、公判裁判所によると、“内在的傾向”および最高裁によって考慮すべきとされている裁判所の面前での行為に秩序ある司法運営として介入する“合理的傾向”である。われわれが先に指摘した“明白で現在の危険の事案”に従えば、“内在的傾向”も“合理的傾向”も自由な表現の制限を正当化するのに十分でない。しかし、たとえそれらが相当な処置であるとしても、本件事実を表示するのにこれらの語句を用いるのは誇張にすぎるといふべきである (we should find exaggeration)。

記録に示されている労働争議に関するロサンジェルス・タイムズの過去における立場から判断して、シャノンとホウムズに向けられた同紙の態度にほとんど疑問は生じえない (以前の報道から両者の非難は予想されること)。長年にわたり続けられたこの分野における同紙の攻撃的態度 (militancy) に照らすと、ロスのいかな

る裁判官であっても保護観察を認めた場合に同紙からの敵意ある批判 (adverse) を受けないであろうとは考えられない。それ故、人をきわめて威嚇するような構成 (the most intimidating construction) でなされているこの社説は、係争中の事件を寛大に処理 (lenient disposition) した場合に合理的に期待できる将来の敵意ある非難をするとの威嚇に外ならない (did no more than threaten future adverse criticism)。それ故、それ自体を裁判の過程に実質的影響を与えるものと考えerことは大前提として受け入れられないのである。【2】トレード新聞社判決でのホウムズ裁判官の反対意見を参照せよ。

他の2つの社説に関して当裁判所のメンバーに結論の差異はない。われわれは全員一致で司法の全過程への影響は公正に解釈して取るに足りない (negligible) と考える。そして憲法は、州の権限の不当な行使として有罪判決を破棄することをわれわれに命じている。

以上の議論に照らし、これら社説の分析は必要でない。

(2) ブリッジズ電報 (Bridges Telegram)。

本件は、労働条件をめぐる争いに関する事件で新公判の申立て中に労働組合の著名な指導者であるブリッジズがストライキ阻止にかかわる仕事を任務とする労働省長官 (the Secretary of Labor) に宛てた電報がロサンジェルス・タイムズの社説で明らかにされたため法廷侮辱罪で罰金を科せられた事案につき、第1修正によって保護されている権利として一般に認められている請願権を行使したにすぎないとして、次のように判示して原判決を破棄したものである。

たとえ電報がブリッジズのストライキを呼びかける意図による声明であるとしても、カリフォルニア州の一般法も裁判所の命令 (decree) もそれを禁止していない。本件状況の現実に目を転じて、シュミット裁判官 (Judge Schmidt) がそのような声明の結果としてストライキの可能性に気付いていなかったと考えることはできない。もし彼がそのような事実それ自体によって怯えていない (not intimidated) のであれば、そのような明白な表明が司法の過程を脱線

(sidetracked)させ得たと考えることはできない。われわれは再び、この発言は司法に介入する“傾向がある (tended)”という結論は誇張にすぎると認める。全く異なった事実の中で言及されたホウムズ裁判官の言葉は、本件でもそのまま適用できると思われる、すなわちこれらの言葉に与えられうるいかなる意味においても司法の運営を妨害すると解釈されえないのである。

【2】トレード新聞社判決425頁。

【フランクファータ裁判官の反対意見】(首席裁判官、ロバツ、Byrnes両裁判官同調) 〈略〉

【6】オリヴァー判決 (1948年3月8日)

本判決 (In re Oliver, 333 U.S. 257) は、ミシガン州の“ワンマン大陪審”に従って出頭を命じられた被告人が曖昧な答弁に終始したため法廷侮辱罪で60日以下の拘禁が言い渡された事案につき、第14修正によって保障されている手続的デュー・プロセスに違反するとしたものである。

ミシガン州法に従ってギャンブルと汚職の捜査をしていたワンマン大陪審による召喚令状 (a subpoena) に応じて申立人は巡回裁判官の面前に出頭した。他の2人の巡回裁判官が助言者の資格で出席していた。国民 (public) は排除され、取調べは伝統的な大陪審方式に従って非公開 (secret) であった。

申立人の証言後に裁判官兼大陪審 (the judge-grand jury) は、彼も助言者も申立人は正直に話していない (did not “jell”) と考えていると申立人に告げた。裁判官兼大陪審のこの考えは、申立人が証言したことに基づいていなかった。後に見るように、それは、この裁判官兼大陪審がそれ以前に非公開で証拠を提出した少なくとも1人の他の証人の証言から受けた疑惑 (suspicions) に一部基づいていた。申立人はその証人が証言したとき出席していなかったし、その証人が証言したことすら気付いていなかった。このようにして得られた——申立人はすべてを明らかにしていない——という考えに基づいて裁判官兼大陪審は、直ちに申立人を侮辱罪で告発し、そ

して直ちに刑務所 (jail) での60日間の拘禁を言い渡した。このような迅速かつ非公開の状況下に申立人はもちろん、弁護人の援助を受けることはなく、自ら防禦をする機会もなく証人を反対尋問する機会も与えられなかった。

弁護人はその3日後に、申立人のためにミシガン州最高裁に人身保護の申請をした。ミシガン州最高裁は、争点類似事件を詳細に引用して第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとの申立人の主張を退けた。これに対し合衆国最高裁は、手続的デュー・プロセスの問題を検討するために上告受理の申立てを容れ原判決を破棄差し戻した。

本件に関してミシガン州の独特なワンマン大陪審制度の簡単な説明を必要とする。同州の最初の憲法 (1835年) は、合衆国憲法第5修正と同様、大半の刑事訴追は大陪審の告発または起訴 (presentment or indictment) によって始められることを必要としていた。強制的手続きは、1850年の憲法および現行憲法 (1908年) から抜け落ちていた。しかしミシガン州の裁判官はなお、その裁量で大陪審を召集できる、州最高法務長官 (attorney general) によると、この裁量権は稀にしか行使されず、“ワンマン大陪審”はとりわけ公務員の不法行為 (misconduct) の調査 (probe) に関しミシガン州のそれ以前の16人から23人の大陪審に取って代わったという。

より強力な法執行の利益のために犯罪を調査し探査する捜査手続きをより重視すべきであるとの法曹協会 (Bar Association) の勧告に従って、1917年ワンマン大陪審法が制定された。同協会が最も重視して勧告したのが伝統的に検視官 (coroners) と大陪審にのみ付与されていた糾問的権限 (inquisitorial power) を治安判事 (justices of the peace) に与えることを規定する法案の成立だった。議会を通過した法案は、勧告されていた捜査権限を治安判事だけでなく警察裁判所判事 (police judges) および法廷侮辱罪で処罰する権限のある記録裁判所の判事 (judges of courts of record) にも同様に付与した。

この裁判官兼大陪審が証人に出頭を命ずると、その証人は出頭して自己に負罪でないす

すべての質問に答える義務がある。その証人が出頭しなかったり、重要な質問に答えなかったり、あるいは彼の供述が虚偽で捕え所がない (false and evasive) あるいは故意に矛盾していると裁判官兼大陪審が考えると、証人は法廷侮辱罪で有罪とされる。かかる権限を行使する際に裁判官兼大陪審 (the judge-grand jury) は、彼自身のために検察官、刑事そして補助者を公の費用で指名できる。そのいずれも裁判官の裁量で取調べに加わることが認められている。証人はすべての問題に関して取り調べられ、たとえ取調べは非公開であるとしても、自己負罪拒否特権の告知は必要となされていない。そしてこの非公開の取調べは昼でも夜でも行われうるし、公的場所またはアジト (hideout) あるいは裁判所、公的建物、ホテルの1室、自宅あるいは勤務先でも行うことができる、このように移動する権限 (ambulatory power) があるのでミシガン州でワンマン大陪審は、一般にポータブル大陪審と呼ばれているのも当然である。

申立人は本件で、伝統的な糾問的大陪審の権限 (inquisitorial grand jury power) を1人の裁判官に与えるミシガン州の憲法上の権限を争っていない、それ故、われわれはこの問題に関心がない。しかしながらこの国では早くから、伝統的な12人から23人のメンバーによる大陪審は秘密会 (secret sessions) で証人を尋問できることを認めてきた。秘密の宣誓は通常、そのような大陪審のメンバーがその前にいる証人によって行われた。多くの理由が大陪審の秘密 (非公開) を支持するために主張されてきた。しかし、これらの理由は、法に違反して罰金を科せられたり刑務所に送られる被告人の公判での秘密を正当化できると考えられたことはなかった。大陪審は捜査をする、そしてその捜査は書面による大陪審起訴で終了する。彼らの仕事が大陪審起訴の提出で終了するとき、それは起訴された人に不利な証拠として用いられない。また彼は、デュー・プロセスによって要求されている手続的保護装置が提供された後で審理され有罪とされるまで、罰金を科せられたり投獄を言い渡されることはない。大陪審面前において被告人が

相当な質問に答弁することを拒否したときでも、大陪審はその証人を非公開で法廷侮辱罪で有罪とすることはない。大陪審の面前で証言することを拒否する証人は、公開の法廷で着席している裁判官の面前において法廷侮辱罪で審理される。そしてワンマン大陪審として行動するときであっても、ミシガン州がそうであるように、裁判官の権限はその性質上司法 (judicial) であるためデュー・プロセス条項が裁判官の大陪審捜査にも適用されるけれども、裁判官大陪審がその面前にいる証人を法廷侮辱罪で被告人として起訴するとき全く異なった効果を伴う。

われわれは本件において、大陪審の秘密会での証人としての申立人の権利に関心があるのではなく法廷侮辱罪手続きでの被告人としての彼の権利に関心がある。彼を非公開で審理し虚偽で曖昧な証言をしたとの告発で有罪を言い渡す裁判官大陪審の権限は、大陪審手続きに適用される制約によってではなく被告人が罰金または拘禁刑または両者を言い渡される手続きにおいて裁判所に適用される憲法上の基準によって判断されなければならない。それ故、われわれの最初の質問は、被告人は大陪審の秘密下で法廷侮辱罪で審理され有罪とされうるかどうかである。

第1、弁護士は召喚されなかった、そしてわれわれは、この国の歴史上、連邦、州、または地方 (municipal) の裁判所において非公開の裁判官の私室 (in camera) で行われる刑事裁判をたとえ1例でも見つけることができない。われわれはまた、1641年の星室裁判所の廃止以降のイギリスでそのような秘密の刑事裁判の記録を1件でも見つけることができないのである。

被告人に公開裁判を保障するこの国で受け入れられてきた実務のルーツは、イギリスのコモンローの遺産 (heritage) にある。その正確な起源は曖昧であるが、わが国の古くからの陪審裁判の制度に伴って発展してきたと思われる。この国において被告人の公開裁判を受ける権利の保障は、1776年に州 (ペンシルヴェニア) で初めて現れた。1791年の合衆国憲法第6修正の批准に続いて、当初の州の大半、およびその後

にアメリカ合衆国（Union）への加入を認められた州は類似の憲法上の規定を採用した。ほぼ例外なしに今日すべての州は、憲法の規定または判例による州法によって刑事裁判は公開されることを要求している。伝統的な英米の秘密裁判に対する不信感（distrust）は、スペインの糾問手続き（Inquisition）、イギリスの星室裁判所の行きすぎ（excesses）、そしてフランス国王の拘禁令状（lettre de cachet）の濫用などに帰因する。これらの制度はすべて、自由への脅威を明らかに象徴している。J.ベンサム（Jeremy Bentham）は120年以上前に、秘密裁判の脅威を説き、裁判の公開（publicity）がなければ他のいかなるチェックも不十分であると書いた。

申立人は、ワンマン大陪審の面前で秘密に証言するために証人として召喚された。申立人の証言の最中に手続きは突然変更され、捜査は公判となった、そして大陪審は裁判官となった、そして証人はすべて、秘密に（非公開で）行われた法廷侮辱罪で告発された被告人（accused）となった。告発、有罪そして量刑の後で被告人はなお秘密を中断（break）することなしに刑務所に連行された。反論できない主張によれば、刑務所においてであっても、彼の弁護士は彼と会って相談する機会を否定された。そしてこれは最後の秘密ではなかった。彼の弁護士は、州最高裁に人身保護令状の申請をした、そのときでも秘密のマント（mantle）がその手続きを覆い隠した、そして州最高裁は、彼の証言の記録を見せることもせずに、裁判官の私室で秘密下に行なわれたことをすべて知らせることもせずに、刑務所に戻ることを彼に命じたのである。この国の秘密（非公開）手続きの歴史的不信感に照らすと、そのような手続きの自由への内在的危険および刑事裁判を公開するというわれわれの連邦政府と州政府の普遍的な要求は、何人も法のデュー・プロセスなしにその自由を奪われないことを保障する第14修正の保障は少なくとも被告人はこのようにして刑務所に投獄されないことを意味している。

第2、われわれはさらに、虚偽で曖昧な証言に対し自己を弁護する合理的機会を申立人に提

供しなかったのは法のデュー・プロセスの否定であると判示する。自己に対する告発を合理的に告知され彼の公判期日に自己を弁護する聴聞の機会を与えられる（on opportunity to be heard）権利は、われわれの法制度での基本である。そしてこれらの権利は、最小限（minimum）として、彼に不利な証人を尋問し、自ら証言を提供し、弁護士によって代理される権利を含む。ミシガン州は、刑事裁判でのこれらの権利の存在を一般的には否定しない、しかし本件での即決有罪（summary conviction）は、本件告発の性質すなわち裁判所の面前で実際に犯されたという法廷侮辱罪の性質から手続的デュー・プロセスの否定にはならないと主張するのは明らかである。なるほど裁判所は公開の法廷で犯された行為を告知や聴聞なしに即座に処罰する権限を早くから行使してきた。【1】テリー判決はそのような事案であった。同判決でテリーは、不当に妨害した人物（heckler）を直ちに法廷から排除（removing）しようとした執行官に暴行を加えた、そして裁判官がそれ自身の目で直接見ているところであつて現に進行中の事件の公判を妨害したのである。当裁判所は、そのような状況下において彼の行為は刑事犯罪としても処罰できたけれども、裁判官は犯人を告知も聴聞（hearing）もなしに直ちに処罰する権限を有していると判示した。当裁判所がそのような結論に達したのは、法廷内でのそのような騒動（disturbance）を抑止できないのであれば、裁判所の業務を行うことができないと考えたからである。しかし、裁判所は、そのようなデュー・プロセスの確立した基準からの逸脱は濫用される危険があることを是認し、そして裁判所の権限行使が正当化される法廷を騒がす不当な行為を禁止・処罰する行為を越えてそれを拡張することを奨励（encouragement）しなかった。現にテリー判決において当裁判所は、法廷侮辱罪の機能の限界を明らかにしている先例を引用しているのである。

同判決での判示によって基本的なデュー・プロセスの手続きの防禦装置が無限定に放棄されるものと考えられるべきでないことは、連邦地

方裁判所で生じた法廷侮辱罪の事件である【3】クック判決において断固とした文言で明示されている。相当な告知や聴聞の機会なしに法廷侮辱罪を処罰する限定された特別（extra ordinary）の権限を行使する際に、裁判所の直接の立会いがなかったとしても、裁判官は騒がしい不当な法廷侮辱罪の行為を自己の観察によって獲得するそのような直接的知識を有していなければならないことを指摘している。

【3】クック判決で説明されたように、法のデュー・プロセスは、ごく限定されたカテゴリーを除き、法廷侮辱罪で告発された人には彼に対する告発を告知され告発に向き合う（meet）合理的機会および弁護人により代理される権利のあることについて、説明を受けその他の証人を喚問し証言させる機会を提供する。このようなデュー・プロセスの要求の限定的例外は、公開の法廷において裁判官の面前で行われた不当な行為の告発だけを含む。

本件記録によって示された事実によれば、本件は、告知、聴聞および弁護人なしに法廷侮辱罪で処罰されうる限定的な事案のカテゴリーの外側にある。申立人のいかなる不当な行為も全て秘密下に発生したものであるから、国民の前での裁判所の権限の失墜（demoralization）の可能性はあり得なかった。さらに人身保護令状の申請に対する裁判所の返答によれば、申立人が虚偽の証言をしたという彼の結論は申立人以外の1-2名の証人によってなされた証言の少なくともその一部に依拠していることを示している。申立人とハートレイなる人物は、同じ日に証言した。両者はいずれもピンボール・マシンの操作員だった。2人はいずれもミッチェルなる者から購入したといういわゆるボンド（bonds）を所持していたため同じ日に法廷侮辱罪で投獄された。

裁判官兼大陪審は、申立人とハートレイに圧力をかけてなぜ2人はまったく価値のないボンドを購入したのかについて説明させた。申立人はまた、この価値のないボンドをどのように処分したのかにつき繰り返し質問された。彼は質問されたすべての質問に答えた。ミシガン州最高

裁に報告された彼の証言の断片的な部分によれば、その答弁の大部分は法廷意見の中に含まれている。彼は価値のないボンドをどのように処分したのか正確に知っていることを一貫して（steadfastly）否認したが、それらをどのように処分したのか、紙かごに入れたのか、またはごみ入れに捨てたのか、あるいは燃やしてしまったかもしれないなどと若干異なった供述をした。

はぐらかすような虚偽の証言を申立人はしたという裁判官兼大陪審の結論を維持する際に、ミシガン州最高裁の多数意見は、大陪審は捜査終結後に、“ミッチェルによってオリヴァーに売られたとするボンドはミッチェルによってハートレイに売られたとするボンドと同一である”という裁判官大陪審の回答の中にある供述を1つの理由として掲げた。報告された申立人の証言の中にはそのような裁判官-陪審（the judge-jury）の下した結論を少しでも正当化するものは一切ない。裁判官-陪審は、同じ日に申立人の欠席下にハートレイその他の証人によってなされた証言に照らしてオリヴァー証言の真実性を判断したのは明らかである。

テリー判決は、申立人の欠席下にされた証言に基づいて法廷侮辱罪で申立人の有罪を維持する裏付けを提供していない。本件は、【1】テリー判決と同様、そこにいた裁判官は、テリーの執行吏への暴行を直接見ていなかったにもかかわらずテリーに不利な証言を彼の不在中に聞いた後で法廷侮辱罪で彼を投獄したのである。本件で主張されているように、裁判官は若干の状況下に証人の証言を単に聞いただけで虚偽で捕え所がないと正確に判断できると考えたのかもしれない。しかし本件は、虚偽の認定がこのような裁判官の権限の行使に依拠している事案でないのは明らかである。弁論要旨（brief）で主張されているように、単に証人を観察し彼の証言を聞くだけで、それを発見できる裁判官の能力に依拠して虚偽で捕え所のない証言をする証人を有罪としても、裁判官は手続的デュー・プロセスに違反しないとするそのような主張に関して判断する必要はない。

また偽証罪または法廷侮辱罪の告発に対し公

開の法廷に出頭し弁護の機会を申立人に提供するのが裁判所の権威の失墜になるという主張には、いかなる理由も認められない。

伝統的な大陪審は法廷侮辱罪を適用して処罰したことは一切なかった。反抗的な (recalcitrant) 大陪審証人を公開の法廷に連行するのが常に守られてきた実務だった、そしてデュー・プロセスと一致したこのような実務は裁判所の権限を失墜させる (demoralized) させることは一切なかったのである。人が非難される前に公開の法廷において聴聞される権利は余りにも貴重であるので、裁判所の権威の失墜という装いの下でそれが削り取られてしまう (whittled away) ものではない。

公開の法廷において公正になされた告発がありかつ公正に審理された場合を除き、人の生命、自由または財産は奪われることはないというのがこの国の法である。

【7】 オフト判決 (1954年11月8日)

本判決 (Offutt v. United States, 348 U.S. 11) は、公判裁判官と弁護人が法廷で何度も口論を繰り返した際に裁判官が個人的な敵意を示した上これ以上言えば“口にさるぐつわ (gag) をかませる”と言ったにもかかわらず弁護人がなお異議の申立てを続けたため法廷侮辱罪で10日間の拘束を命じたが控訴審で48時間の拘束に減刑された事案につき、連邦裁判所の司法手続きの運営に関する監督権 (supervisory power) を行使して法廷侮辱罪での有罪判決を破棄して他の裁判官の下での再審理を命じたものである。

法廷意見はフランクファーター裁判官が言い渡した。

以上の弁護人による裁判官への個人攻撃は公判への妨害となりうる。しかし、そのような無作法な弁護人に接した裁判官は自ら個人的な不機嫌を示すべきではない。これは微妙な問題である。それらは正義を構成する要素にかかわるからである。それ故、「正義は正義の外観を満たしていなければならない (justice must satisfy

the appearance of justice)。」

法廷侮辱罪に対する即決 (summary) 処罰の権限の行使は、“微妙な判断であり恣意的ないし強圧的結論を回避するために注意が必要である。” 当裁判所は【3】 クック判決において、状況がそれを実行不可能としない場合、あるいは遅延によって私的または公的権利を害しない場合、彼らの個人的攻撃により (法廷侮辱罪を) 適用して行動することを求められる裁判官は、彼の義務から身を引くことなしに同僚裁判官の1人に彼の立場を代わってもらうよう頼むのが相当でありうる”と述べている。

【8】 マーチソン判決 (1955年5月16日)

本判決 (In re Murchison, 349 U.S. 133) は、ミシガン州法の下で1人制大陪審 (one-man grand jury) として犯罪捜査をしたミシガン州裁判官が公開裁判の審理後に大陪審手続きにおいて彼の面前で生じた出来事を理由に証人の2人を法廷侮辱罪に該当するとして処罰した事案につき、同一の裁判官の面前での行為につき法廷侮辱罪で有罪とするのは第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとしたものである。

申立人マーチソンとホワイトの両名は、“1人の裁判官から成る大陪審 (one-man judge grand jury)” の面前に証人として喚問された。デトロイトの警察官マーチソンは、デトロイト市の賭博および警察官の贈 (収) 賄事件 (bribery) について裁判官の執務室での審理で詳細に取り調べられた。彼の答弁の結果、“1人制大陪審” 面前での他の証人に照らしマーチソンは偽証をしているとの確信を抱いた裁判官は、マーチソンを偽証罪で告発したうえ出廷して法廷侮辱罪で処罰されるべきではないとする理由を示すように命じた。もう1人の申立人ホワイトも同一の“1人制大陪審”の下に証人として出廷するよう命じられた。賭博および贈収賄事件に関して多くの質問を受けた彼は、ミシガン州法の下で彼には弁護人の立会いを求める権利があるとの理由で答弁を拒絶した。“裁判官兼大陪審”、

はホワイトを法廷侮辱罪で告発し出廷してその理由を示すように命じた。その裁判官は、公開の法廷で両申立人を審理し法廷侮辱罪で有罪とし刑を言い渡した。両申立人は、このような特別の裁判官によって法廷侮辱罪とされたことに對しデュー・プロセス違反等を理由として異議を申し立てた。公判裁判官はそれをすべて退け、そして州最高裁は公判裁判官の判示を維持した。これに對し合衆国最高裁は、連邦憲法上の重大な問題があることを理由に上告受理の申立てを容れ全員一致で原判決を破棄した。なお、法廷意見の執筆はブラック裁判官である。

公正な裁判所による公正な裁判は、デュー・プロセスの基本的要素である。公正はもちろん、各事件の公判において実際の偏見 (actual bias) のないことを要求する。われわれの法制度はしかし不公正の蓋然性 (probability) であっても常に阻止するように努力してきた。そのため人は、自らの事件について裁判官となることはできない、そして何人であっても、その結果に自らが利益を有する事件を審理することは認められない。かかる利益は正確に定義できない。状況および関係が考慮されなければならない。当裁判所は、しかし、“州と被告人との間の微妙で明確かつ正確なバランスを維持しない……。平均人に裁判官となりうる誘惑を提供するすべての手続きは後者のデュー・プロセスの否定である”と述べた。【4】 ツーマイ判決532頁。そのような厳格なルールは、時には実際の偏見を有しておらず争っている当事者間に平等に正義の秤を適用することに全力を尽す裁判官による公判を妨げることがある。しかし、その高度な機能を最上の方法で果たすためには“正義は正義の外観を満たしていなければならない。”【7】 オフト判決14頁。もしわれわれの法制度が1人の裁判官に大陪審として行動することを認め、次いで彼の捜査の結果として告発されたその人を裁くことを認めているのであれば、それは奇妙であろう。彼らの審理から生じた告発に関し判断する相当な公判の陪審員として大陪審の受入れを被告人に強制するような州はおそらくありえない。1人の“裁判官兼大陪審”は通常の

素人の大陪審員というより弾劾的手続き (accusatory process) の一部である。そのような手続きの一部であった裁判官は、まさに事柄の性質上、これらの被告人の有罪または無罪に全く公平 (wholly disinterested) であるということとはあり得ない。公正な裁判はわれわれの自由社会の余りにも重要な一部であるので、訴追者である裁判官 (prosecuting judges) を彼らが選んだ訴追の公判裁判官とすることはできない。なるほど裁判所の法廷において犯された法廷侮辱罪は若干の状況下において公判裁判官によって即決に (summary) 処罰しうる。【3】 クック判決539頁を見よ。しかし、公開の法廷において公判裁判官の面前で犯された法廷侮辱罪に関する公判裁判官による判断 (adjudication) は、本件での手続きと類似しない。われわれは【6】 オリヴァー判決において“1人制大陪審”面前での侮辱罪で告発された人に即決で (summarily) 審理することはできないと判示しているからである。

実際の事柄として、裁判官が彼の“大陪審”の秘密会 (secret session) で起こったことの影響を受けないというのは不可能ではないにせよ困難である。彼のそのことの記憶は公開の審理で行われたいかなる証言より彼に大きく影響すると思われる。時にそうであることはホワイトの事案で生じた出来事によって示されている。ホワイトを有罪と認定した際に公判裁判官は、“記録が示していない一つのことがある、それはホワイト氏の態度です。彼の態度、質問に答えた様子、そして証人台での態度は実に無礼 (insolent) だった。その態度は無礼であっただけでなく、挑発的だったといわなければならない。私はこのことを記録にとどめたい”と述べていたのである。

これらの指摘は原記録の一部ではないので削除して欲しいとの弁護人の申立てに對し、裁判官は、“確かに記録にはないことかもしれないが裁判所にとって極めて明らかである”と答えた。それ故、彼の面前で提出された証拠を検討する際に公正に検討することがデュー・プロセスの要求であるにもかかわらず、裁判官は、大

陪審室で起こったことについての彼自身の個人的知識と印象を伝えた。そして彼の判断は、相当な反対尋問によってその正確性が吟味されることがなかった彼の印象に一部依拠していた。

証人を尋問する被告人の権利は公正な裁判にとって余りにも不可欠であるにもかかわらず、かかる権利はこのような方法で危うくされたのである。

われわれは、これらの申立人を“裁判官兼大陪審”が審理することはデュー・プロセスに違反すると判示する。それ故、有罪を維持したミシガン州最高裁は誤っていたことになる。原判決を破棄し差し戻すこととする。

Ⅲ 判例のまとめ

以上、1888年のテリー判決から1955年のマーチソン判決に至るまでの法廷侮辱罪に直接かわる主要な合衆国最高裁判例を紹介してきた。これから明らかなように、アメリカでは早くも【1】テリー判決を嚆矢として法廷侮辱罪に関する判例を積み重ねてきたのである。もっとも、1791年の合衆国憲法修正条項の定める第1修正から第8修正まで（論者によれば第10修正まで）のいわゆる権利の章典がデュー・プロセス条項を介して各州にも適用されることが確立したのはウォーレン・コート（1953～69年）下のデュー・プロセス革命によるものであるが、第1修正の言論出版の自由に関しては早くも1925年のギトロウ判決（前出）⁵⁾でそのことが明示されていたのは注目されてよい。ただ、アメリカは実に多様な歴史を有する独立した各法域から構成される連邦国家であるため、例えば、ミシガン州では裁判官が大陪審を兼ねるなど今日では到底考えられない制度が数多く存在していた。そのような制度の背景には各地方の特殊事情があるので現時点から一律に批判するのは相当とは思われないが、現在に至る統一的画一的アメリカ法の成立過程において起伏に富んだ各法域の諸事情を知ったは少なくとも筆者にとって有益であった。

最後に以上の諸判例を簡単にとりまとめさし

あたりのまとめとしておく。

1888年のテリー判決がリーディング・ケースである。同判決では妻の有罪判決に抗議したうえ妻を連行しようとした執行官に法廷で暴行するなどしたため夫が直ちに法廷侮辱罪で有罪・投獄された事案につき、裁判所の面前で行われた不当な行為を阻止するため裁判所侮辱罪で処罰する裁判所の権限は古くから確立しており、裁判所がその裁量で当の犯人を直ちに逮捕投獄する権限は裁判所の威信を維持する上でも不可欠であると判示された。

そして【3】クック判決では有罪判決を言い渡した裁判宛て親書を送り新公判を要請したところ法廷侮辱罪で有罪とされた事案につき、【1】テリー判決とは事案を異にするとして法廷侮辱罪に該当するとの判示には同意するとした上で裁判官と当事者との法廷でのやりとりが冷静さを欠いた本件のような微妙な事案では先輩裁判官と相談して他の裁判官の判断に委ねるのが相当な処理方法であるとした。また1927年の【4】ツーマイ判決では、市長の発した令状により逮捕・起訴されたうえ同市長が公判裁判官として罰金等を支払うまでの身柄拘束を命じたうえ町長の俸給の一部がその罰金刑によって支払われていたというやや特異な事案につき、被告人に不利な結論を下す際に担当裁判官が個人的・実質的な金銭上の利益を有するのは明らかにデュー・プロセスに違反するとし被告人には公正な裁判を受ける権利があることを強調し本件市長には裁判官としての資格はないと判示した。

【6】オリヴァー判決と【8】マーチソン判決はいずれもミシガン州での1人の裁判官から成る大陪審（one-man judge grand jury）制度の下で法廷侮辱罪に問われた事案に関し、デュー・プロセス違反を肯定した。【6】オリヴァー判決は、伝統的な糾問的大陪審の権限を1人の裁判官に与えるミシガン州の憲法上の権利には関心はなく大陪審の非公開審理で曖昧な答弁をしたとして有罪判決を言い渡す裁判官兼大陪審の権限にのみ関心があったとした上で、自己弁護のための機会を被告人に与えなかったのはデュー・プロセスの否定であるのは明らかであるとし

た。【1】 テリー判決は裁判官の面前での騒動を告知も聴聞もなしに直ちに処罰する権利を肯定したが法廷侮辱罪の限界を明らかにしていると判示した上で公開の法廷での公正な告発および公正な審理なしに人の生命、自由、または財産は奪われることはないというのはこの国の法であることを強調した。そして【8】 マーチソン判決において同旨の判断を示し、1人制大陪審の面前での侮辱罪で告発された人を即決で審理するというのはデュー・プロセスに反すると結論したのである。

【5】 ブリッジ判決は係争中の2事件に関する新聞社の社説を理由に関係者を法廷侮辱罪で有罪とした事案につき、第1修正の保障する言論出版の自由に違反するとした。注目されるのは、わが国でもとみに周知のハウムズ裁判官執筆の1919年のシェンク判決で示された“明白にして現在の危険”のほかブランドイス裁判官執筆の1927年のワイトニイ判決⁶⁾を引照した上で、【2】 トレード新聞社判決でのハウムズ裁判官の反対意見はそのまま本件に適用されるとして同判決を事実上変更したことである。ブランドイス、ハウムズ裁判官の影響を示す一例である。

【7】 オフト判決は弁護人と裁判官が法廷で何度も口論を繰り返したという珍しい事案である。裁判官への個人的攻撃は公判への妨害となりうるが裁判官は自ら個人的な不機嫌を示すべきではないとしつつ「正義は正義の外観を満た

していなければならない」とした上でその現実の対処方法として【3】 クック判決を引照していることが注目されてよい。

IV むすびとして

このようにみえてくると、裁判官の専権事項とされている法廷侮辱罪での投獄は法廷で裁判官の現認した事実可依拠することが強調されているものの、被告人の言論出版の自由にかかわることもあるだけにやや複雑な状況を呈している。

冒頭で言及したとおり、本稿で取り上げた判決は網羅的ではないが民主社会の要とされる言論出版の自由にもかかわることが少なくないだけに、いずれ改めて抱括的に検討したいと考えている。

なお、【7】 オフト判決にいう“正義は正義の外観を満たしていなければならない”(justice must satisfy the appearance of justice)という表現はデニングズ卿の著書で引用されているという「正義は行われているようにみえなければならない」(Justice must be seem to be done)表現と同旨と思われる⁷⁾ だけにとりわけ関心を引いた。そして2014年4月29日の葬儀式に参列した際にご遺族から児島武雄元判事がこの文言にいたく共鳴していたという思い出に接し、筆者も同旨の述懐を直接耳にしたことがあるだけに改めて同元判事を偲んだのである。

注)

- 1) 小早川義則「似ても似つかぬ日米の刑事裁判序説」名城ロースクール・レビュー第38号(本号)。
- 2) 佐伯千仞監修(ロランド V. デル＝カーメン原著者、シルビア・ブラウン浜野 協力、樺島正法、鼎博之 共訳)『アメリカ刑事手続法概説——捜査・裁判における憲法支配の貫徹』(第一法規、1994年)訳者あとがき。
- 3) ローク・M・リード・井上正仁・山室恵『アメリカの刑事手続き』(有斐閣、1987年)。
- 4) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅶ〔完〕——奴隷制度、言論・出版等の自由』(成文堂、2016年4月)。
- 5) ギトローウ判決につき詳しくは、小早川義則・前掲注4) 76頁以下。
- 6) シェンク、ワイトニイ判決につき詳しくは、小早川義則・前掲注4) 69頁以下、85頁以下。
- 7) 児島武雄「正義は行われているようにみえなければならない」(Justice must be seem to be done)『刑事裁判論集』218-219頁(信山社、1992年)。

(2016年9月11日稿)

